

# フェリス女学院大学大学院特別聴講学生規程

1997年2月25日制定  
2001年7月18日改正

(目的)

**第1条** この規程は、フェリス女学院大学大学院学則第30条の3に基づき、本大学院の特別聴講学生に関して必要な事項を定める。

(特別聴講学生)

**第2条** 特別聴講学生として出願することのできる者は、本大学院と協定を結んだ他の大学院又は外国の大学院に在籍する学生で、本大学院において特定の授業科目を履修することを希望する者とする。

(入学時期)

**第3条** 特別聴講学生の入学時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(手続)

**第4条** 特別聴講学生を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生志願書(本学所定)
- (2) 履歴書
- (3) 在籍する大学院の推薦書
- (4) 成績証明書及び在学証明書
- (5) 健康診断書(3ヶ月以内のもの)
- (6) 写真
- (7) その他必要な場合、本大学院が指定する書類

(決定)

**第5条** 特別聴講学生は、当該他大学院の推薦に基づき、本大学院研究科委員会が決定する。

(受講料等)

**第6条** 特別聴講学生の受講料等は、当該他大学院との協定によるものとする。

(在籍期間)

**第7条** 特別聴講学生の在籍期間は、1年とする。

(単位の認定)

**第8条** 特別聴講学生が、本大学院で修得した単位の認定方法は、原則として本大学院の正規の学生と同様に扱う。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行う。

**附 則**

この規程は、1997年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2001年7月18日から施行し、2001年4月1日から適用する。